

年管発 1017 第 1 号
平成 30 年 10 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

平成 30 年北海道胆振東部地震における厚生年金保険料等に関する
納期限の延長について

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、本日、別添のとおり、厚生労働省告示第 362 号が公布・施行されたので了知されたい。

また、下記により、対象地域の適用事業所等には、改めてホームページへの掲載やお知らせの送付等により周知を図るとともに、適用事業所等からの相談等に当たっては、保険料等の納付の猶予等の措置の活用を含め、適用事業所等の実情を踏まえ適切に対応されたい。

記

1. 納期限の延長の対象となる保険料等

(1) 対象保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（平成 30 年 9 月 6 日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）
- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む。）
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）

(2) 延長の対象となる納期限の保険料等

平成 30 年 9 月 6 日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する保険料、子ども・子育て拠出金及び特例納付保険料。

2. 対象地域

北海道勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町

3. 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、災害の復旧状況等を踏まえ、別途、厚生労働省告示で定める。

4. 納期限の延長等の周知

事業主等には「お知らせ」等を別途送付するなどにより周知を図るとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等において十分に周知を図ること。

5. 督促状等の送付

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。また、滞納事業所等についても、同様に、来所通知書、差押予告通知書等の送付は、災害の状況を踏まえ送付しないこと。

6. 口座振替による納付を申し出ている事業所等

対象の地域にある事業所等については、毎月月末に行っていた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間は原則として行わないこと。ただし、事業主が引き続き口座振替を希望する旨を個別に確認できた事業所については、この限りでない。

7. 金融機関の窓口で納付している事業所等

金融機関の窓口で毎月納付している事業所等に送付した納入告知書には、対象の地域であっても延長前の納期限（平成30年9月分保険料等は10月31日納期限）が記載されており、納期限の延長に伴い、当該納期限についても延長されることについて周知すること。

8. 納付相談等の対応

被災に伴い、保険料等の納付に関する電話相談や来所に際しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、厚生年金保険料等の納期限の延長及び納付の猶予等を丁寧に説明した上で、適切な対応に留意すること。

また、対象の地域以外の地域にある事業主等であっても、今般の災害により納期限までに保険料等の納付が困難な場合には、年金事務所に申請することにより、納付の猶予等の措置を受けることが可能であり、最寄りの年金事務所にご相談いただくよう、事業主等に周知を図ること。

年管発 1017 第 2 号
平成 30 年 10 月 17 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公 印 省 略）

平成 30 年北海道胆振東部地震における厚生年金保険料等に関する
納期限の延長について

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、本日、厚生労働省告示第 362 号が公布・施行され、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知したので了知されたい。

記

1. 納期限の延長の対象となる保険料等

(1) 対象保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（平成 30 年 9 月 6 日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）
- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む。）
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）

(2) 延長の対象となる納期限の保険料等

平成 30 年 9 月 6 日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する保険料、子ども・子育て拠出金及び特例納付保険料。

2. 対象地域

北海道勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町

3. 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、災害の復旧状況等を踏まえ、別途、厚生労働省告示で定める。

年管発 1017 第 1 号
平成 30 年 10 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

平成 30 年北海道胆振東部地震における厚生年金保険料等に関する
納期限の延長について

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、本日、別添のとおり、厚生労働省告示第 362 号が公布・施行されたので了知されたい。

また、下記により、対象地域の適用事業所等には、改めてホームページへの掲載やお知らせの送付等により周知を図るとともに、適用事業所等からの相談等に当たっては、保険料等の納付の猶予等の措置の活用を含め、適用事業所等の実情を踏まえ適切に対応されたい。

記

1. 納期限の延長の対象となる保険料等

(1) 対象保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（平成 30 年 9 月 6 日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）
- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む。）
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）

(2) 延長の対象となる納期限の保険料等

平成 30 年 9 月 6 日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する保険料、子ども・子育て拠出金及び特例納付保険料。

2. 対象地域

北海道勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町

3. 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、災害の復旧状況等を踏まえ、別途、厚生労働省告示で定める。

4. 納期限の延長等の周知

事業主等には「お知らせ」等を別途送付するなどにより周知を図るとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等において十分に周知を図ること。

5. 督促状等の送付

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。また、滞納事業所等についても、同様に、来所通知書、差押予告通知書等の送付は、災害の状況を踏まえ送付しないこと。

6. 口座振替による納付を申し出ている事業所等

対象の地域にある事業所等については、毎月月末に行っていた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間は原則として行わないこと。ただし、事業主が引き続き口座振替を希望する旨を個別に確認できた事業所については、この限りでない。

7. 金融機関の窓口で納付している事業所等

金融機関の窓口で毎月納付している事業所等に送付した納入告知書には、対象の地域であっても延長前の納期限（平成30年9月分保険料等は10月31日納期限）が記載されており、納期限の延長に伴い、当該納期限についても延長されることについて周知すること。

8. 納付相談等の対応

被災に伴い、保険料等の納付に関する電話相談や来所に際しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、厚生年金保険料等の納期限の延長及び納付の猶予等を丁寧に説明した上で、適切な対応に留意すること。

また、対象の地域以外の地域にある事業主等であっても、今般の災害により納期限までに保険料等の納付が困難な場合には、年金事務所に申請することにより、納付の猶予等の措置を受けることが可能であり、最寄りの年金事務所にご相談いただくよう、事業主等に周知を図ること。